

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 「通所看護の課題」
- 3 平成16年度 第1回京都府介護支援専門員協議会研修会
- 4 これだけは知っておきたい
介護保険制度見直しのポイント（その2）
～介護支援専門員生涯研修体系のあり方について～
- 6 おしらせ
- 8 編集後記

「通所看護の課題」

訪問看護ステーション 京たなべ **新田 順子**

介護保険制度の見直しが行われている中、在宅介護サービスの1つとして加えられようとしているのが「通所看護」です。すでに平成15年度にモデル事業が実施され、日本訪問看護振興財団より「介護事業所における小規模多機能化事業（通所看護等）の検討」が報告されました。対象は医療ニーズが高く、重度の要介護者や終末期の方々です。

在宅生活を続けるためのサービスは限られているため、本人も閉じこもりがちになり、介護者も疲労困憊すると入院又は入所しかなく、意思とは反対に在宅で介護を続けられなくなります。医療ニーズが高いので訪問看護ステーションに併設し、訪問看護の延長線上でケアの継続性を持たせ、医療処置や入浴介助などの一定時間サービスを行うというものです。終末期であっても、吸引等の医療処置があっても出かけることができ、介護者も一定時間介護から開放されホッとできる妙案と思いますが、幾つかの問題があります。

医療ニーズが高い、即ち緊急性も高いことから、医師との密着した連携が必要です。現在の制度では各利用者の主治医は病院、診療所など夫々ですから「通所」中に緊急事態（急変等）になった場合の対応が問題となります（指示を受ける余裕がない）。又、医療機関に併設していない訪問看護ステーションでは、設備面でも無理があります。現在の「通所介護」に対し医療ニーズが高いため看護師中心の構成になると思われ、人員体制の整備、送迎の手段、車の確保なども課題です。そして何よりも単価はいくらになるのでしょうか？又、これは介護保険なのでしょうか？

日頃の業務の中で24時間365日の重度介護者の介護をされているご家族のことを思うと、とてもいい制度なのですが、もう少しスマートなレスパイト入院等の制度で介護負担軽減が図れないものかと痛感しています。

平成16年度 第1回京都府介護支援専門員協議会研修会

第1回京都府介護支援専門員協議会研修会が平成16年10月9日(土)に京都テルサホールにて開催されました。

会員412名・非会員56名と多数のご出席いただき、有意義な研修会となりましたので、その一部ではありますが、紙面にて報告させていただきます。

まず、最初に京都府介護支援専門員協議会副会長の木村晴恵より、日頃の介護支援専門員の苦勞をねぎらい、会員の皆様の「介護保険制度の見直し」に対する不安にお答えすべく、この研修会を開催したという説明をさせていただきます、ご挨拶させていただきました。

その後、2部構成で、研修会を進めさせていただきました。

第1部 「介護保険制度見直し ～中間報告～」

京都府高齢・保険総括室介護保険推進室 衣笠秀一室長より、40ページにもおよぶ最新資料を用いて、1時間、お話をいただきました。

介護支援専門員の研修会ということで、介護予防システムについての説明とケアマネジメント・包括的マネジメントを中心にお話いただきました。

第2部 シンポジウム 「介護保険制度見直しへの提言」

コーディネーターは、京都私立病院協会の清水紘副会長にお願いし、

コメンテーターには、第1部に引き続き、衣笠秀一室長にご登壇いただきました。

1人目のシンポジストは、「弘部歯科医院」の弘部俊彦院長に歯科医師の立場から、介護予防における口腔ケアの重要性をお話いただきました。

2人目のシンポジストの、「洛和会音羽病院栄養科」の山根宏子管理栄養士に「低栄養」の定義や在宅における栄養改善についてお話いただきました。

3人目のシンポジストの「老人保健施設ライブリッキぬかけ」の小林正昭理学療法士からは、実生活の活動の



改善、または社会参加が活発になるようなケアプランを～というご要望も含めて、筋力向上トレーニング等のお話をいただきました。

4人目のシンポジストの「京都地域医療学際研究所付属老人訪問看護ステーション」の福岩洋子所長からは、医療保険と介護保険の両方に関わる訪問看護の立場で、介護予防から医療ニーズの高い方へのかかわりまで、広範囲のお話をいただきました。

最後のシンポジストの、「在宅介護支援センター山科苑」の堀田晃平センター長は、予測の難しい基幹型・地域包括支援センターの介護予防における業務内容についてお話いただきました。

これらのご提案を受けて、衣笠室長からは、感想も混じえて、今後の介護保険制度でも介護支援専門員の役割が重要になってくるということを強調されました。

コーディネーターの清水副会長は、充分な基盤整備の元、みんなで協力し合ってよりよい介護保険制度を作り上げたいという言葉で締めくくられました。

最後に、京都府介護支援専門員協議会副会長の依田純三より、ご後援者、コーディネーター、シンポジストへの御礼とご参加いただいた皆様への御礼と今後の介護支援専門員協議会としては、介護支援専門員の質の向上のために努力していく旨をお伝えして、閉会のご挨拶をさせていただきます。

ご参加いただきました皆様、ご協力いただきました関係団体に厚く御礼申し上げます。

これだけは知っておきたい 介護保険制度見直しのポイント（その2） ～介護支援専門員生涯研修体系のあり方について～

事務局長 宮坂 佳紀

厚生労働省では、9月から毎月1回というこれまでにない早いペースで介護保険制度見直し案を提示している。今回は、11月10日に開催された、全国介護保険担当課長会議資料から、介護支援専門員に係わる内容を紹介する。

今回示されたのは、次回介護保険制度見直し時に「ケアマネジャーの更新制度」などを取り入れるなど、以下のような3大改革をすることが明らかにされている。それは、

①包括的・継続的ケアマネジメントの強化

高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることを目標とし、かかりつけ医とケアマネジャーがより一層連携を強化するため、「主任介護支援専門員制度」を創設し、「包括的・継続的なケアマネジメント」を提供。そのために、支援が困難な事例の対応に悩むケアマネジャーを支援したり、多職種のネットワーク構築を進める「地域包括支援センター」を創設するというもの。そのうえで、いわゆる主任介護支援専門員といわれる有能なケアマネジャーを介護報酬上で評価するため、報酬体系を見直すというもの。

②介護支援専門員の資質・専門性向上

包括的・継続的なマネジメントを担う人材として、前述の「主任介護支援専門員（仮称）」を創設し、地域包括支援センターに配属。また、現任研修受講を義務付けるとともに、5年毎の更新制度取り入れ、生涯研修体系を再構築するというもの。さらに、以前から公表されていた、ケアマネジャーと居宅介護支援事業所の2重指定制も取り入れる。

③独立性・中立性の確保

現在、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに関して一人当たりの取り扱い利用者の上限とされている「50名」という枠を見直し、多職種連携やケアマネジメントのプ

ロセスに応じたきめ細かな報酬を設定するという。報酬体系は有能なケアマネジャーを評価するといわれており、「主任介護支援専門員（仮称）」という新たな資格が誕生しそうだ。

主任介護支援専門員は、地域包括支援センターにおいては必置とし、一定数以上の介護支援専門員を抱える居宅介護支援事業所にも配置することが検討されている。

主任介護支援専門員の役割は、介護支援専門員に対するスーパーバイズを行ったり、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担うもの。これを養成するために、現任研修の専門課程において一定の単位を終了したものに対して「主任介護支援専門員研修（仮称）」を実施される。

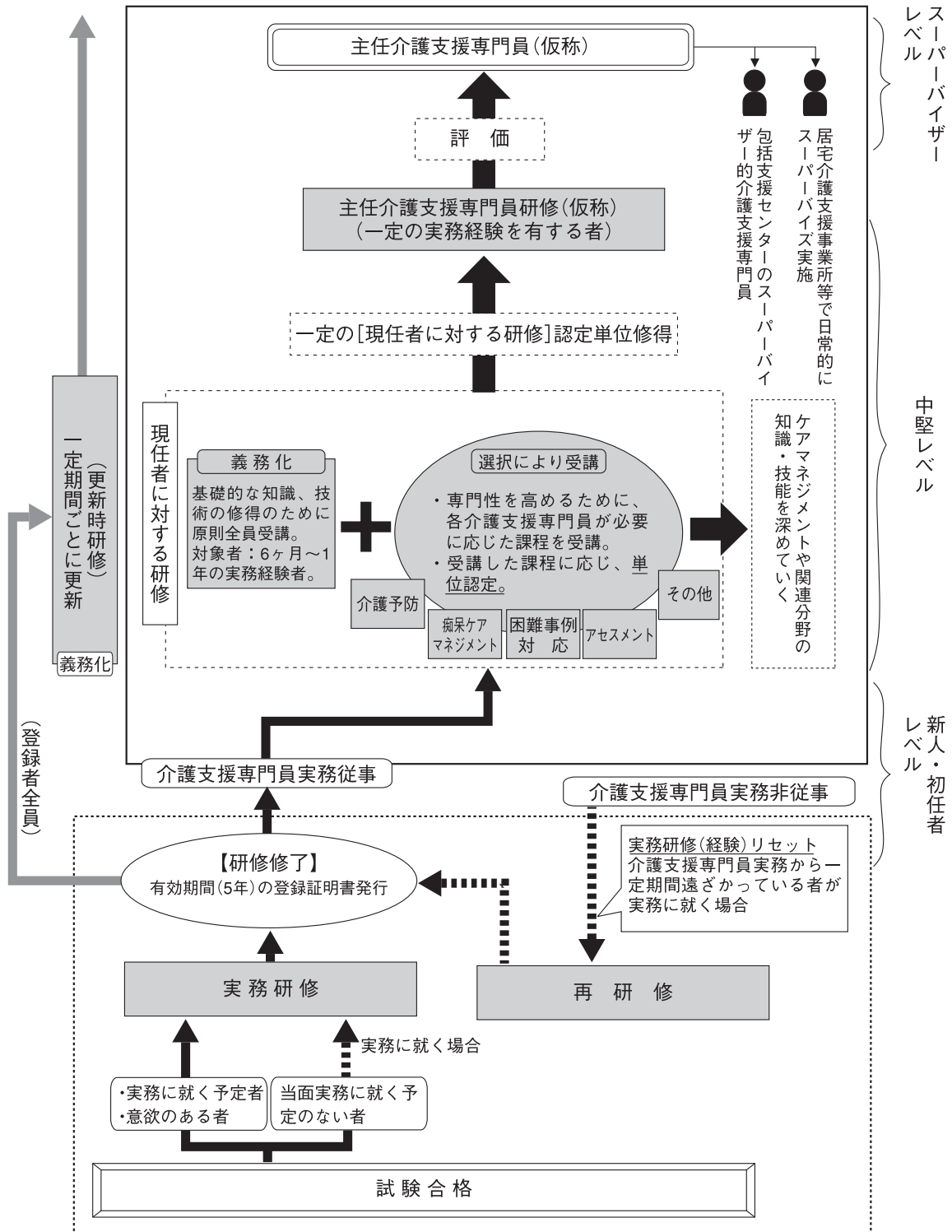
また、独立性・中立性ということで、同一法人内のサービス提供率なども報酬に直接関連してくるかもしれない。なお、不正請求などに関与したケアマネジャーに対する「登録取消期間の延長」や軽度な違反者に対する処遇として「研修受講の義務化」といった罰則内容を強化する案も出されている。

「介護支援専門員の更新制度」については、長寿社会開発センターの「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」がケアマネジャーの生涯研修体系のシステム化を中間報告している。それによると、ケアマネジャーのキャリアや業務レベルにあわせて、新人・初任者レベル（実務に就く予定者または非従事者を対象）、中堅レベル（実務就業後半年～1年以内が対象）、スーパーバイザーレベル（主任介護支援専門員が該当）の3段階に分けてスキルアップを図るというもの。なお、中堅レベル者には、現任研修が義務付けとなる見通し。さらに、実務から一定期間遠ざかっているものについては、再研修（研修内容は、実務研修と同程度の内容）を行うことで「更新制度」に充当させるようだ。この報告書が全国介護保険担当課長会議の席上で報告され、上記の5年更新制度（登録証を5年ごとに更新、更新には更新研修を義務化、実務に携わる介護支援専門員が更新を行わなかったときは資格を停止）の元案となった。

なお、具体的な研修カリキュラム、講師確保の方策、研修の実施体制、主任介護支援専門員の評価の仕組みや施設介護支援専門員におけるキャリアアップの道筋など

についてはいまだ明確ではなく、さらに検討されることになる。

介護支援専門員の資格・研修体系(案)



介護保険制度見直し
のポイント(その2)

おしらせ

メールアドレスの変更

京都府介護支援専門員協議会事務局のアドレスが以下のアドレスに変更となりました。

お手数ですが、お手元のパソコンアドレスの登録のご変更をお願いいたします。

kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp

事務局スタッフの変更

この度、事務局員の交代がありましたので、お知らせいたします。

これまで、お世話になりました諸頭亜矢子が退職いたしまして、大野純子が皆様のお手伝いをさせていただくことになりました。

事務局スタッフは、小林さゆり・大野純子の2名となります。

何かと至らない点はあるかと存じますが、今後ともよろしくお願いいたします。

会費納入のお願い

16年度分会費未納の方は、お早めに当協議会郵便貯金口座へお振込み下さいますようお願いいたします。

【振込口座】

口座番号：00940ー7ー59746

加入者名：京都府介護支援専門員協議会

※自動振替を希望される方は、京都府介護支援専門員協議会事務局までお申し出下さい。申込書を送付させていただきます。

義援金の募集

京都府北部地域の会員も含め多くの方々が、台風23号により被害に遭われました。

そこで、京都府介護支援専門員協議会といたしましては、会員の方々にもご協力をお願いしたいと存じます。

【振込先口座】

京都銀行 府庁前支店 普通 4046214

「(福) 京都府社会福祉協議会 災害ボランティア支援資金口」

※受付：12月30日まで

※手数料は無料です。

編 集 後 記

今年一年を振り返り、現場のケアマネにとって「運営基準」というものを再認識する機会が多かったのではないだろうか？また、基準に関係なくケアマネの専門性というものの幅の広さについても頭を悩ませた一年ではなかっただろうか。私の周りでは「サービス担当者会議」が増えたように感じられ、各事業者の思いが、顔をあわせることによりうまく伝わったように思う。その反面、積極的な事業所とそうでない事業所の二極化も進んでいるように感じる。

来年の介護保険制度改革は「保険料の負担年齢の引き下げ」は見送られる可能性が高く「支援費制度」の取り扱いに関しても同様の声が聞こえてきており一部のみ等の折衷案に落ち着くなんて対応になる可能性もありそうだ。目玉としてはやはり「質」と「対象範囲」の見直しがメインになりそうである。第三者評価にとどまらず、府の実地指導においても着眼点に「事業所の質」について触れてきており、その取り組みの中身についての様々な切り口の評価が進むものと考えられる。また、「対象範囲」については要支援・要介護1を切り離し、「新・介護予防給付」が創設され、保険者である市町村が主導で実施する体制となる見込みである。そうなれば介護予防プランは誰？がいつ？作成するのか？心づもりが必要ですね。また、施設においてはホテルコストに続き「食費」の取り扱いについての整理が進みそうですね。

やはり、来年も「ケアマネは急がしい」ということだけは間違いのない！ようです。今年一年お疲れ様でした。

（編集委員 小林 啓治）
武田病院グループ本部福祉事業部

京都ケアマネ・ポート「20号」

発行人
編集委員長
編集副委員長
編集委員
発行元

2004年11月30日 発行

上原 春男

高江 史彦

宮坂 佳紀 吉良 厚子

上坂 久乃 片山 直紀 小林 啓治 村上 成美

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail : kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp